

## 道路陥没対応業務 技術的協力に関する行政合意書

東京都建設局とソウル特別市都市安全本部は、2014年7月23日に合意された「東京都とソウル特別市の交流・協力に関わる合意書」に基づき、両都市の今後の発展と友好関係の推進を図るため、両都市の安全・安心対策の一環として、以下の事項について相互に協力を行うことに合意する。

### 第1条 (目的)

本合意書は、道路陥没による事故の予防、対応について、情報の共有を図るとともに、技術的な協力を行うことを目的とする。

### 第2条 (協力内容)

両都市は次の事項について相互に協力を行う。

1. 路面下空洞の発生に対する原因把握、調査方法及びマニュアルの策定
2. 空洞発見時及び陥没発生時における応急措置及び復旧方法の対応
3. 道路陥没発生時における情報をリアルタイムに伝送伝達する IT 技術のシステム活用
4. 両都市間における技術的協力のための実務部署の相互交流

### 第3条 (合意書の効力、変更等)

1. 本合意書は、以下の調印した日から有効とし、内容の変更及び合意書の解約については、両者の協議の上決定する。
2. 本合意書に定めがない事項又は解釈等疑義が生じたときは、その都度両者の協議の上定めるものとする。

以上、本合意書の成立を証するため、同文の合意書について2通を韓国語、2通を日本語でそれぞれ作成し、各都市で韓国語、日本語各1部ずつを保有する。

2015年2月2日



東京都

東京都技監 兼 建設局長 横溝 良一



ソウル特別市

都市安全本部長 趙 成日